

## ふる里のめくもり伝える道づくり



合同道路パトロール

8月は道路をまもる月間です  
「国民共通の財産である道路は  
常に広く、美しく、安全に」を  
基本テーマに合同道路パトロールや放置自転車指導、道路清掃など多彩な行事を展開します。

# 8月は道路をまもる月間

この運動は、道路を広く、美しく、安全に使用する気運を高めることを目的に実施されます。

### 期間中、交通安全施設の点検や整備、道路の正しい利用についての指導などを行います。

### ■合同道路パトロール

8月1日(木)午前10時から向日町警察署、乙訓土木事務所など関係機関と合

本事務所など関係機関と合

道路を不法に占用してい

る広告物・商品・自動車や

自転車などの点検、工事中の保安装置、工事終了後の路面等の点検、道路に空力

や、吸いがらなどを捨てないように道路の正しい利用について指導します。

### ■放置自転車指導

8月7日(水)午前9時から市内各駅周辺で、自転車の利用者に駐輪場への駐

車を呼びかけ、放置自転車一掃をめざします。

### ■街頭キャンペー

8月9日(金)午前7時30分から東向日駅前で、乙



道路清掃

議会の皆さんも参加して、協会などの各種団体と合同で広報資料の配布や、パトロール車による街頭宣伝などを行います。

### ■道路清掃

8月21日(水)午前9時から、向日市民憲章推進協

会員の皆さんが、向日町警察署、乙訓土木事務所など関係機関と合

道路を不法に占用してい

る広告物・商品・自動車や

自転車などの点検、工事中の保安装置、工事終了後の路面等の点検、道路に空力

や、吸いがらなどを捨てないように道路の正しい利用について指導します。

### ■不法物件(屋外広告物条例違反等)の撤去・道路バ

月間中随時実施します。

### ■お問い合わせ

8月17日(土)午後2時提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

8月17日(土)午後2時提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

8月17日(土)午後2時提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

8月17日(土)午後2時提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

8月17日(土)午後2時提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

8月17日(土)午後2時提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

▼提出先児童家庭課

毎年8月には、児童扶養手当の受給者は現況届を、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届を提出してもらいます。この届は、今年の1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

## 友好交流の輪 ますます広く

### 交換学生5人 サラトガ市へ



民秋市長に出発のあいさつをする交換学生

### 特別児童扶養手当現況届提出を

### 所得状況届の提出を

### お問い合わせ

児童家庭課  
内線344

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

毎年8月には、児童扶養手当については、受給資格も報告していただきます。年1月2日以降に他の市町村から転入された人は、その市町村長の8月からの1年間、それぞれの所得証明(平成3年度分)が必要です。前居住地の市町村へ請求を決めるものです。

## 扇風機は使用前に必ず自己点検を

右記のような異常のある時には、必ず販売店等に相談してください。

異常状態での使用は、発煙・発火の恐れがあります。

向日市消防本部 ☎934-0119

要チェック!  
こんな症状があつたら

